

感染症発生時の報告方法の変更について

これまで、新型コロナウイルス感染症の陽性者が1名でも確認された際は報告書の提出をいただいておりますが、今後は他の感染症と同様に下記のとおり報告をお願いいたします。

【報告基準】

1. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生**した場合
2. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上又は全利用者の半数以上発生**した場合
3. 1及び2に該当しない場合であっても、**通常の発生動向を上回る感染症等の発生**が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【報告先・報告方法】

下記の**両部署**へ報告すること。

1. 介護保険課 事業者係
専用フォームにより報告 (URL:<https://logoform.jp/f/gEY1h>)
2. 川口市 保健所疾病対策課 感染症係
 - ①電話で事前連絡 (048-423-6726)
 - ②報告書をメール又はファックス提出

【報告書様式の場所】

川口市ホームページ→組織から探す→保健部→保健所疾病対策課→その他の感染症→社会福祉施設などにおける集団感染症発生時の報告（施設向け）

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01090/020/sonotanokannsensyou/20907.html>